



Q 今年11月中旬に65歳の誕生日を迎え、退職する予定です。12月からは再雇用で1日6時間、週4日間勤めます。最低賃金が適用されますか。

最低賃金は労働者の年齢や雇用形態（正社員、臨時職員、パート、学生アルバイト等）、労働時間、労働日数に関わらず、雇用契約（口頭、書面を問わず）により働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金と給与との比較は、除外することが認められている手当（精進手当、通勤手当、家族手当、時間外労働の割増賃金や賞与等）を除いた給与額をもとに、1時間当たりの単価を計算します。月給制も日給制も同様です。具体的な比較方法は、最低賃金のリーフレット裏面や鳥取労働局のホームページ等で確認できます。

A 最低賃金は各県ごとに決められ、鳥取県の地域別最低賃金（鳥取県最低賃金）は今年10月5日から1時間790円に改定されました。

また、改定後の最低賃金額未満で支払っている場合は、労働者に対して改定の日までその範囲▽最低賃金額▽の差額を支払う必要があります。詳しくは鳥取労働局所に掲示するなどの方 または最寄りの労働基法により、従業員に周 準監督署に問い合わせる義務があります。

最低賃金の適用は？



また、改定後の最低賃金額未満で支払っている場合は、労働者に対して改定の日までその範囲▽最低賃金額▽の差額を支払う必要があります。詳しくは鳥取労働局所に掲示するなどの方 または最寄りの労働基法により、従業員に周 準監督署に問い合わせる義務があります。